

# 入院時食事療養費と入院時生活療養費 (2025年4月変更点)

令和7年4月に厚生労働省による入院時食事療養費改定が行われます。全医療機関共通の金額となります。ご理解とご了承を頂きますようお願い申し上げます。

## 食食事療法費標準負担額

			1食あたりの負担額	
			令和7年3月31日以前	令和7年4月1日以降
一般			490円	<b>510円</b>
		低所得者Ⅱ	230円 (91日目以降180円)	<b>240円 (91日目以降190円)</b>
		市区町村民税 非課税世帯	70歳未満	230円 (91日目以降180円)
	70歳以上75歳未満		110円	<b>110円</b>
指定難病・小児慢性特定疾病の患者			280円	<b>300円</b>

## 65歳以上の方が療養病棟に入院した時の生活療養費標準負担額

			1食あたりの負担金（標準負担額）	
			令和7年3月31日以前	令和7年4月1日以降
課税世帯			490円	<b>510円</b>
市区町村民税 非課税世帯		低所得者Ⅱ	230円 (医療の必要性の高い方 91日目以降180円)	<b>240円 (医療の必要性の高い方 91日目以降190円)</b>
		低所得者Ⅰ	140円 (医療の必要性の高い方 91日目以降110円)	<b>140円 (医療の必要性の高い方 91日目以降110円)</b>
指定難病・小児慢性特定疾病の患者			280円	<b>300円</b>

※居住費：370円に変更はありませんが、指定難病患者は0円となります。



医療法人 俊榮会  
齋藤記念病院